

新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン

新型インフルエンザ専門家会議

平成 19 年 3 月 26 日

新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン

1 はじめに

(1) 目的

本ガイドラインは、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）のうち、検疫対策を具体化するものとして作成したものである。フェーズ4 A以降5 Aまでにおいて、新型インフルエンザの罹患の有無の確認等をはじめとする検疫業務の強化等により、水際においてできる限りの侵入防止を図ることを目的とする。

想定される新型インフルエンザの感染性及び病原性等を評価した上で、世界保健機関の対応等、国際的な対応状況を勘案しながらガイドラインに示された措置の中から必要な措置を選択し、実施するものとする。

なお、フェーズ5 B以降においては、検疫における水際対策及び早期対応戦略から、他の対策へ重点が移行するため、入国時の検疫対応等の縮小について検討するものとする。

(2) 実施時期

本ガイドラインは、WHOの宣言に基づき、フェーズ4（ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている）となり、新型インフルエンザが検疫法（昭和26年法律第201号）（以下「法」という。）第34条の規定に基づき検疫感染症に指定された場合に、速やかに実施するものとするが、ヒトーヒト感染の発生が確認されたが、WHOのフェーズ4宣言が行われず、しかしながらフェーズ4と同様の国内対策を実施する必要性が生じた場合にはおいても本ガイドラインを適用する。

(3) 本ガイドラインの見直し等

本ガイドラインに記述されている対策等については、今後も、新型インフルエンザ等に関する医学・科学的知見、*臨床症状、疫学情報等）及び検査技術の進展等に
* 応じて、適宜、必要な修正・追加等を行い、反映させていくものとする。

* 臨床症状について

一般的にインフルエンザは、発熱や呼吸器症状を伴うが、新型インフルエンザの症例定義はヒトーヒト感染発症時に改めて定義する。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、PCR検査による診断は可能という前提をおいている。

2 基本的事項

(1) 発生地域に係る出入国の制限

基本的な考え方として、フェーズの進展（あるいは、ウイルスの感染性又は病原性等の変異）に応じて、帰国者への検疫対応の質と量を確保するため、

- 1) WHOにより、渡航自粛等の指定がなされた地域への渡航について、外務省はその危険性の程度や状況に応じ、感染症危険情報の発出を速やかに検討する。
- 2) 新型インフルエンザ発生国・地域に滞在している邦人に対し、感染症危険情報を発出して退避を含めた安全対策について検討を呼びかける。また、退避を呼びかける場合には、関連情報を関係機関に対し提供する。
- 3) 発生地域の感染拡大の状況に応じ、発生地域から来航又は発航する国際航空機・旅客船を制限するため、厚生労働省は、国土交通省を通じて航空会社等に対し、チャーター便等検疫飛行場以外への到着便について運航自粛を要請し、危険度に応じて、順次、国際定期便等の運行自粛の拡大強化を検討する。
- 4) 発生地域から来航する船舶・航空機については、検疫法第14条第2項の規定により、厚生労働省は感染の拡散防止等公衆衛生上の観点から、その状況に応じて、事前に国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。
 - ・ 旅客機等については成田及び関西、中部、福岡空港で対応。貨物専用機については検疫飛行場においても対応。
 - ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港等で対応。貨物船は検疫港においても対応する。
 - ・ 貨物船については、その積載物等により集約することが困難である場合も想定されることから、事前通報等において、患者発生等危機管理上やむを得ない場合の措置を除き、国土交通省と十分な協議を重ね、対応について検討するものとする。

上記対応を主体として、その状況等に応じ、集約方法やその時期等については、別途厚生労働省において、関係省庁及び自治体等との協議に基づき検討することとする。

検疫所業務管理室は、集約された場合の対応について、全国の検疫所からの応援態勢の確保について、事前に集約の方法に応じ、応援者の特定及びその業務内容、宿泊施設の確保等具体的に検討しておくものとする。

また、要請があった場合に備え、省内外関係部局においては、医療チームの編成等について、他の医療機関等からの応援による人員の確保に努めることとする。

- 5) 発生地域から来航する船舶・航空機が、日米地位協定に基づき、在日米軍施設・区域から我が国に入国する場合に備え、国は米国に対し、引き続き日米間で連携し、感染拡大防止のため在日米軍施設・区域内で適切な検疫措置が講じられるよう要請する。
- 6) 新型インフルエンザ対策としての適切な検疫対応を実施する上で、国民一人一人の自覚と積極的な協力が必要不可欠であることから、関係省庁及び関係各機関の、連携・協力をもって情報の共有を図り、広く国民の協力と理解を得るよう努めることとする。

(2) 検疫所における対応

世界各国の発生・流行状況を適切に把握しつつ、新型インフルエンザの発生・流行地域からの入国者については、検疫前の通報（法第6条）、健康状態質問票（以下、「質問票」という。別紙1。別紙2と両面刷り）、医師の診察（法第13条）を踏まえ、新型インフルエンザ疑い患者、濃厚接触者及び同乗者を、①法第16条の規定に基づく停留、法第15条の規定に基づく隔離、②法第18条の規定に基づく健康監視、居住地の自治体への通報により対応する。

これらを実施するために、検疫所長は、危機管理に迅速に対応すべく、初動の防疫体制を日頃から構築しておく。各検疫所で作成している危機管理マニュアルにしたがって、指揮命令系統及び役割分担を事前に確認の上、危機管理時に備え、本ガイドラインにおける検疫対応を念頭に置いた定期的な合同訓練等の実施により、外部から交代で業務支援者が来た場合においても、円滑な対応が実施できるよう、その体制づくりについても、各検疫所間で、事前に協議を行い、想定される役割に応

じた対応について、準備をしておく必要がある。

(濃厚接触者の定義)

入国時、新型インフルエンザの感染を疑う者に同行した家族及び友人、渡航中行動をともにした集団・添乗員、搭乗(航行)中に世話をした乗務員(乗組員)、機内船内において一定距離内(検疫所が、機内の気流、空調、感染した者の動きなども勘案し、適宜判断する)に着座していた者等をいう。

定義については、症例定義が明らかになり次第、適宜、修正・追加等を行い、明確にさせるものとする。

(3) 検疫措置

1) 新型インフルエンザを疑う者に対する措置

高熱と咳を伴う入国者について、新型インフルエンザを疑う場合には、機内で検査材料採取を行い、検疫所にてPCRによる検査を実施する。

○ PCR法による遺伝子の検出については、検疫所で実施することが原則であるが、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査実施検疫所までの検体搬送が不十分な位置に所在する検疫所(支所及び出張所)については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより実施できる体制を整える(PCR法による遺伝子の検出を地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。)

検査材料の採取後、当該者を感染症指定医療機関へ搬送する。

PCR検査の結果、陽性の場合には、検体を国立感染症研究所へ送付し、確定検査を依頼する。また、検査結果が陰性の場合においては、当該者について停留措置の解除を行うが、潜伏期間内は健康監視を実施する。

2) 停留及び隔離(医療機関への入院等)

検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者と判断した場合には、法第16条の規定に基づく停留を指示し、感染症指定医療機関に搬送し、委託停留を実施する。緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有

する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことを原則とする。この際の停留期間は、新型インフルエンザ発生地域を発航してから日本へ到着するまでの日数を10日間から減じた日数とする。また、PCR等の検査を実施し、検査の結果、新型インフルエンザと確定した場合には、法第15条の規定に基づく委託隔離を実施する。

事前に委託医療機関との間で、連絡体制、搬送方法等を定めておくことが重要である。

3) 濃厚接触者への対応

新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者については、新型インフルエンザ疑い患者のスクリーニング検査の結果が判明するまでの間、航空機内・船舶内若しくは空港・港湾施設内等、適切な場所にて待機させる。その間、濃厚接触者に対し、検疫官（医師）は、質問票を基に問診及び診察を行う。

- ① 新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陽性が確認された場合には、医療機関（満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等）において潜伏期間内の停留を指示する。
- ② 当該濃厚接触者の中から、新型インフルエンザを疑う者が発生した場合には、PCR検査を実施し、必要に応じ感染症指定医療機関への搬送を実施する。
- ③ 新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陰性であり、新型インフルエンザではないと判断された場合には、一時待機を解除するものとし、マスクを配付の上、潜伏期間内について健康監視（・帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ・一定期間の外出の自粛 ・体温、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとする。
- ④ 健康監視で対応する場合には、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ）に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保する。

4) 有症者が発生した船舶及び航空機に同乗していた者（濃厚接触者以外）への対応

- ① 機側及び船内等において、質問票等の回収及びサーモグラフィー¹等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。
- ② 調査票（別紙2。別紙1と両面刷り）により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書（別紙3）に基づき、健康監視（・帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ・一定期間の外出の自粛 ・朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとする。
- ③ 健康監視の指示をした者については、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ）に、健康監視下にある旨を事前に通報し、さらには、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。
- ③ ・朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陰性であり、新型インフルエンザではないと判断された場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けものとする。
- ④ 新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ）に、通報することとする。

5) 有症者の発生がなく、発生地域から入国する船舶及び航空機の乗客への対応

- ① 法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行う。
- ② マスクを配付の上、健康状態報告指示書に基づき、健康監視（・帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ・一定期間の外出の自粛 ・体温、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとする。
- ③ 検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、法第18条第3項の規定に基づく通知書（別紙4）により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置す

¹ サーマグラフィー

物体から放射される遠赤外線を分析し、熱分布を図として表し可視化、分析した画像、またそれを行う装置をいう。

る市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知する。

- ④ 併せて、実施した事項について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

6) その他

新型インフルエンザ発生国からの入国者と非発生国からの入国者の動線の分離については、感染の拡大防止の観点から、例えば、対応空港検疫所等においては、新型インフルエンザ発生国からの来航機については、専用到着口を設定する等の対応を検討する必要がある。

(4) 仮検疫済証²の交付

新型インフルエンザの発生地域を発航してから潜伏期間内に来航する航空機又はインフルエンザ発生地域を出港若しくは発生地域に寄港してから潜伏期間内に我が国に来航する船舶については、検疫の結果、新型インフルエンザウイルスの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合に、潜伏期間を超えない範囲で、一定期間を定め、仮検疫済証を交付する。

船舶においては、潜伏期間内の我が国での寄港地リストの提出を求め、その間、健康状態に異常を呈した場合は検疫を実施した検疫所に速やかに報告するよう指示する。報告を受けた検疫所は、現在寄港している港の最寄りの検疫所及び所在地を管轄する都道府県知事に速やかに通知するとともに、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

(5) 情報の収集及び提供等

- 1) 適切な検疫対応を実施する上で、WHO等の国際機関、各国政府機関、又は、在外公館（大使館・総領事館等）を通じ、患者の発生地域等、迅速かつ正確な情

² 仮検疫済証

検疫済証は、当該船舶を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときにのみ交付される。仮検疫済証は、出発地から日本に来るまでの日数が検疫感染症の潜伏期間内である等により、検疫済証の交付はできないものの、病原体の国内侵入のおそれが、ほとんどないと認められる場合に、必要に応じて一定期間体温等の報告を求められるものとして交付される。このどちらかの交付があつて、初めて船舶等は入港が認められる。

報収集に努めることは極めて重要である。検疫所業務管理室を通じ、これらの情報を入手した場合には、それらの情報に基づき、迅速かつ的確な検疫対応を図るよう努める。

- 2) 新型インフルエンザ対策としての適切な検疫対応を実施する上で、国民一人一人の自覚と積極的な協力が必要不可欠であることから、検疫所は、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、出国者及び入国者に対し、新型インフルエンザの海外における発生の状況及びその予防方法に関する情報等について、各検疫所のホームページへの掲載、各空港や港湾の検疫窓口及び出国ロビーにおけるポスターの掲示、パンフレットの配付、職員による注意の呼びかけ等、あらゆる広報手段を講じ、積極的に情報提供を行う。
- 3) 新型インフルエンザ疑い患者若しくは確定患者等に関する報道機関等への対外的な対応は原則として厚生労働本省で行い、検疫所における対応が必要な場合には、検疫所業務管理室と協議の上、対応する。

(6) 関係機関等との連携

検疫所は、検疫の実施に際し、新型インフルエンザの国内への感染拡大を防止するため、本ガイドラインに基づき、関係機関、都道府県等との情報の共有、連携強化を図り、対応に当たる。例えば、航空会社、船舶事業者等を通じ、検疫強化に伴う国内での対応状況について、搭乗、乗船時にアナウンスし、理解と協力を得る。

また、空港及び港湾における検疫業務に係る関係事業所等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先の把握等、迅速な対応の体制確保を事前に行う。

(7) 検疫業務に従事する検疫官等の安全確保

- 1) 平素から、業務に専念できるよう、感染予防、発症時の対応、家族への防護措置、公務災害の取扱等について、具体的に説明を実施する等の対応を行うことが必要。
- 2) 検疫官は、検疫業務を実施するにあたり、必要な防護具をあらかじめ備えておく、その装着方法等について習熟しておく。
- 3) 検疫業務に従事した後の除染のための手洗いや消毒用エタノール等による手指の消毒、うがいの励行について、周知徹底を図る。

- 4) 新型インフルエンザの患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫所職員について、感染若しくは感染の疑いが生じた場合には、感染症法に基づく措置がとられることとなるが、その職員の医療措置等の確保については、あらかじめ具体的手順を定める。
- 5) 都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となることから、調査が実施された場合には協力することについて、職員へ周知を図る。

3 検疫対応

(1) 航空機の検疫について

- 1) 新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機からの検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合、下記により対応するものとする。

① 到着前の対応について

ア 新型インフルエンザの患者発生国から来航する航空機からの検疫前の通報（検疫法第6条）により、有症者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、その患者が新型インフルエンザに感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認する。

イ 結果、新型インフルエンザ発症者の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、検疫所長は、航空会社等に、航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。

ウ 原則、機内検疫で実施するが、対応策については航空会社等、関係事業社と協議するものとする。

エ 検疫所長は、事前に当該航空機に対する検疫対応について、入国管理局、税関、航空局等、関係機関に対し情報提供を行う。

② 航空機到着前の指示事項

検疫所長は、航空会社を通じて、航空機の機長に次の協力を求めることとする。

ア 有症者には可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。

イ 有症者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク等を着用させること。

ウ 有症者と他の乗客との間隔を可能な限り空ける。有症者対応乗務員により、

当該有症者を最後方座席等の、他の乗客と十分な距離が取れる場所に移動させること。

エ 有症者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該有症者周囲の乗客に対してマスク着用等の予防措置を実施すること。

オ 化粧室については、有症者に最も近い場所を専用とし、他の乗客の使用を禁止させること。

なお、貨物専用機においては、この限りではない。

③ 検疫の実施

機内検疫の場合の実施手順は下記のとおりである。なお、やむを得ず機内検疫に替わる方法で行う場合においても、これに準じて実施すること。

ア 検疫官は機内に赴き、有症者が他の乗客と離れているかどうか、周囲の乗客が適切にマスクを着用しているかどうかを確認する。また、法第 12 条の規定に基づき、全乗客・乗員に質問票及び調査票、健康状態報告指示書を配布し、記入を求める。

イ 検疫官（医師）は、機内で、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、検査材料の採取後、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置（搬送、停留）の決定を行う。

ウ 検疫官は、必要に応じ車椅子等を用いて、新型インフルエンザ疑い患者を機内から直接搬送車に誘導する。

また、搬送準備等が整うまでの間は、各検疫所の状況に応じて、当該新型インフルエンザ疑い患者を適切な場所に待機させる。

エ 濃厚接触者がいる場合には、新型インフルエンザ疑い患者のスクリーニング検査の結果が判明するまでの間、航空機内若しくは空港湾施設内等、適切な場所（現在対応を検討中）にて待機させる。その間、濃厚接触者に対し、検疫官（医師）は、質問票を基に問診及び診察を行う。

新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陽性が確認された場合には、必要に応じ、医療機関（満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等）において潜伏期間内の停留を指示する。

この間、当該濃厚接触者の中から、新型インフルエンザを疑う者が発生した

場合には、PCR検査を実施し、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

また、新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陰性であり、新型インフルエンザではないと判断された場合には、一時待機を解除するものとし、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、マスクを配付の上、潜伏期間内について健康監視（・帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ・一定期間の外出の自粛 ・体温、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長及び区長とする。以下同じ）に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長及び区長とする。以下同じ）に、通報することとする。

オ 検疫官は、新型インフルエンザ疑い患者及び濃厚接触者の誘導後、同乗者について機内にて、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票（別紙2。別紙1と両面刷り）により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書（別紙3）に基づき、健康監視（・帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ・一定期間の外出の自粛 ・朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとする。

上記、健康監視の指示をした者については、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長及び区長とする。以下同じ）に、健康監視下にある旨を事前に通報し、さらには、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型インフルエンザを疑う

者のPCR検査結果が陰性であり、新型インフルエンザではないと判断された場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住（所在）地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ）に、通報することとする。

カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

キ 機内及び機側検疫を実施している間は、航空機内のエアークンディショニングを継続するよう要請し、その間、感染防止のため、念のためエアーの流出口に整備担当者等が近づかないよう機長及び航空会社に指示を行う。

④ 新型インフルエンザ疑い患者等に係る措置

ア 搬送前の基本事項

(ア) 検疫所長は、感染症指定医療機関（緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの）には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を事前に連絡する。

(イ) 検疫所長は、入国管理局、税関等の関係機関及び自治体（空港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所）に、患者を搬送する旨を事前に連絡する。

(ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路が望ましい。

イ 停留措置

(ア) 法第16条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。

(イ) 搬送にあたって、新型インフルエンザ疑い患者に接触する検疫官等は、必要な防護対策を行う。

ウ 消毒

検疫官は、法第14条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。なお、消毒